

○財務省告示第二十四号

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件（令和四年二月財務省告示第三十五号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十七項の調査により判明した事実に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートについて、同条第二十五項の規定により不当廉売関税を課する期間を延長することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年二月三日

財務大臣 鈴木 俊一

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第三九〇七・六一号に掲げるポリ（エチレンテレフタレート）（粘度数が一グラムにつき七十八ミリリットル以上のもの）（以下「高重合度ポリエチレンテレフタレート」という。）

(二) 特徴 一般に白色のペレット状であり、主として、ボトルやシートに加工され使用されている。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

平成二十九年十二月二十八日から令和十年二月二日までの期間（法第八条第二十五項の規定に基づき令和五年二月四日より延長される期間を含む。）

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第二百三十四号）第一条第一項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国を原産地とするもの

(二) 調査の対象となる期間（以下「調査対象期間」という。）

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間（高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第三号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 令和二年十月一日から令和三年九月三十日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸

透している事実」という。）に関する事項については、平成二十八年四月一日から令和三年九月三十日まで）

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成二十八年四月一日から令和三年九月三十日まで

(三) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。ただし、正常価格については、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定に基づき、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国に

おける当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

(イ) 調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売関税の課税により、調査対象期間における調査対象貨物の輸入は、本邦における高重合度ポリエチレンテレフタレートの総輸入量に占める割合が〇・一パーセントと僅少であり、利害関係者等からも、調査対象貨物の輸入の事実について、証拠は得られなかったことから、実質的に停止したと認められた。

(ロ) 供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状を送付したところ、Wankai New Materials Co., Ltd.（萬凱新材料股份有限公司）（以下「萬凱新材料」という。）及び Jiangyin Xingyu New Material Co., Ltd.（江陰興宇新材料有限公司）（以下「江陰興宇新材料」という。）から、調査対象期間に本邦への輸出実績がない旨及び調査に協力する旨の回答の提出があった。その他の調査当局が知り得た供給者からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

(ハ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者に対して質問状を送付したところ、回答の提出がなく、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、正常価格の算出のために代替国価格を用いることとした。

(二) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、萬凱新材料及び江陰興宇新材料については、調査対象期間において本邦に対する調査対象貨物の輸出実績はなく、また、調査当局による質問状に対し、部分的な回答のみが行われ、必要な証拠が提出されなかったと認められることから、知ることができた事実として、中国税関輸出貿易統計における中国から第三国への輸出価格を用いることとした。

(ホ) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、萬凱新材料及び江陰興宇新材料を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、四乃至四十パーセントであった。調査当局が知り得た供給者のうち回答の提出がなかった者及び調査当局が知り得なかった者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、萬凱新材料及び江陰興宇新材料を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率と同率を適用した。

(へ) 結論

不当廉売関税の課税により、調査対象期間における調査対象貨物の輸入は実質的に停止したと認められるものの、供給者は第三国に対して調査対象貨物と同種の貨物の輸出を行っており、当該第三国への輸出価格は正常価格より低いものであった。

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

供給者は第三国に対して調査対象貨物と同種の貨物の輸出を行っており、当該第三国への輸出価格は正常価格より低いものであった。また、供給者には相当程度の余剰生産能力があり、供給者の将来の生産は増加が見込まれ、追加的な増産を全て吸収できる自国市場及び海外市場は存在しない状況が認められた。

以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に再発するおそれがあると認定した。

(四) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実（以下「不当廉売輸入による損害の事実」という。）が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 不当廉売輸入が本邦の産業に与える影響

(イ) 調査対象貨物の輸入量は、不当廉売関税の課税開始以降大幅に減少し、僅少となったが、不当廉売関税の課税前における調査対象貨物の国内販売価格は、本邦産同種の貨物の国内販売価格を大幅に下回っていた。

(ロ) 調査対象貨物が本邦の産業に与える損害に係る指標については、現行の不当廉売関税に係る措置により、一定の改善が見られるが、令和元年度以降は営業利益が悪化するなど、本邦の産業は損害を受けやすい脆弱な状況にある。

ロ 不当廉売輸入による損害の事実が継続し、又は再発するおそれ

(イ) 本邦の市場は現状以上に拡大するとは考えにくい。そのような中で、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は代替性を有し、取引において価格が重視されていることから、指定された期間が満了し調査対象貨物の輸入が再開されれば、本邦の産業は現在の国内販売量を維持するため、現在の国内販売価格について、少なくとも現行の不当廉売関税の課税額と同等の値下げを余儀なくされると推定される。

(ロ) その結果、本邦の産業は、製造原価を下回る価格設定を強いられることとなり、各損害に係る指標の悪化を招き、ひいては必要最小限の設備投資もできなくなると考えられる。

(ハ) 以上から、不当廉売輸入による損害の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれがあると認定した。

(五) 調査により得られた結論

以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に再発するおそれがあり、また、不当廉売輸入による損害の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれがあると認められたことから、不当廉売関税を課する期間を延長し、三のとおりとすることが決定された。

五 その他参考となるべき事項

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。